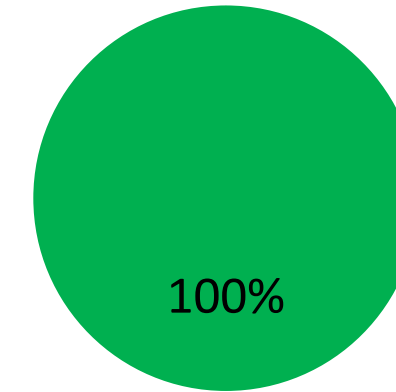


【具体的取り組み事項評価シート】第三次南風原町行政改革大綱実施計画

評価結果

1. 行政改革を推進するための基本方針毎の評価結果

| 行政改革の柱（基本方針） | 1 無駄のないスピーディな行政運営の推進 | 実施項目 | 評価結果 | | |
|----------------------------------|--|------|--------|-------|-----|
| | | | ①順調に進行 | ②一部進行 | ③停滞 |
| に基 向本 け方 て針 の実 方現 | ① 町民ニーズに沿った事務事業の改善 ② 民間能力の活用 ③ 組織・機構の見直し ④ 定員管理の適正化 | 9 | 9 | 0 | 0 |
| | | 4 | 4 | 0 | 0 |
| | | 3 | 3 | 0 | 0 |
| | | 2 | 2 | 0 | 0 |
| | | 合計 | 18 | 18 | 0 |



2. 基本方針実現に向けての方策の取組状況及び個別評価

| ① 町民ニーズに沿った事務事業の改善 | | 少子高齢化や情報化の一層の進展などにより、ライフスタイルが多様化しており、それに伴い町民ニーズも多様化、高度化しております。社会情勢の変化に的確に対応しつつ、町民の満足度や利便性の向上を図り、町民本位の質の高いサービスの提供に努めるため、各種事務事業の見直しや改善に取り組みます。 | | | | | | |
|--------------------|-----------------------------|--|---|---|--|---|---|---|
| 具体的取り組み事項 | 実施項目 | 達成目標 | 取組状況 | 効果 | 今後の取り組み | 総合評価 | | |
| 1 ア | 事務手続きの合理化 | A | 行政手続や申請書等について、関係各課連携・調整、研究し、押印廃止や添付書類の免除など簡素化・迅速化に向けた取り組みを行う。 H24年度に洗い出しを行い、関係課の調整で対応できるものは早急に実施する。 | ・各種行政手続について、申請書・添付書類等を見直し簡素化。(税務課、保健福祉課等) ・子ども医療費の支給手続簡素化。H29.1からは「現物給付」を開始(子ども課) ・税務証明交付基準及び委任状に関する内部規程を整備した(税務課) ・個人番号を利用した電子申請(マイナポータル)について、ポータルサイトへのサービス内容記載やダウンロード可能な申請書の掲載について担当課支援(企画財政課) | ・地権者(税務課)、申請者(子ども課)の負担軽減を図ることができた。 ・基準が整備された事で窓口で統一した対応ができるようになった。(税務課) | ・常に改善余地がないか意識しながら業務に取り組み、申請手続きの簡素化、迅速化に向けて、関係各課との連携、調整を行う。 ・マイナンバーカードを利用したサービス導入を検討し、町民の利便性向上や事務効率化を図る。 【第四次行政改革大綱】(引継ぎ) 2-(2)-①事務手続きの合理化 | ① | 行政手続きや申請書等の簡素化・迅速化に向けた取り組みは、全課において調査・研究している。また、取り組みは、関係課調整のもと推進しており、添付書類、申請手続きの免除等が行われている。電子申請手続きについて新たに検証・導入を行なう必要がある。 |
| | | B | 住基カードの普及促進と図書利用カード等のツールを活用した町民利便性を拡充する。 H22年度までに類型3,751枚発行しており、H29年度までに19,000枚以上の発行を目指す。 | ・コンビニエンスストア、自動交付機での各種証明書の交付実施。(住民環境課・企画財政課) ・住基カードと図書利用カードの連携を行い住基カードの普及促進を行った。(住民環境課・生涯学習文化課) | ・住基カードで自動交付機及びコンビニ交付が可能のため住民の更なる利便性が拡充された。(住民環境課) | ・今後は有効期限が到来する住基カード所有者に期限満了の通知を送付し、マイナンバーカード交付申請へ移行する案内を行う。またホームページ・広報誌を活用し、かつ窓口来庁者に情報発信しマイナンバーカード普及促進に努める。 【第四次行政改革大綱】(変更) 2-(2)-②マイナンバーカードを利用したサービスの拡充 | ① | 住基カードを活用した自動交付機・コンビニエンスストアでの交付拡充は、住基カードの普及促進と住民の利便性の向上に貢献できている。今後は有効期限が到来する住基カード所有者に、マイナンバーカードへの移行を促し、普及促進に努めると共に、図書利用カードとの連携等について検討していく。 |
| | | C | 戸籍、住民票、印鑑登録、課税証明など、それぞれある申請書を一本化することで、手続きの簡素化を図る。 H24年度に先進地等を調査研究し、H25年度から実施する。 | ・住民環境課窓口において税証明の交付申請項目を追加。証明書等の窓口の一本化。(住民環境課) | ・いくつかの窓口を移動することなく一箇所ですべての証明書の発行手続きが可能となり住民サービスが円滑化した(住民環境課) | 【第四次行政改革大綱】 目的達成のため引継ぎなし。 | ① | 住民環境課において平成26年度より税証明(一部)の交付ができるようになり、これまで複数の窓口を移動しなければならなかった証明書の発行手続が簡素化され住民サービスの向上が図られた。 |
| 2 イ | 各種事業の進捗管理の徹底 | PDCAサイクルに基づく進捗管理を行い、とくにACTION(改善案の実行)に注視し常に事務事業の改善に努める。 重点事業について、進捗状況を測定するための指標を設定し進捗管理を実施する。 | ・各種計画に対する事務事業の進捗調査の実施、沖縄振興特別推進交付金事業の執行調査、検証シートの作成(企画財政課) ・年間スケジュール・人事評価記録の活用(企画財政課、税務課、子ども課等) ・各種事務事業毎の事業進捗管理(全課) | ・PDCAを意識することで、課題の把握ができ事業の改善に繋がった。 | ・今後も各種事業について、PDCAサイクルに基づく進捗管理を行い、とくにACTION(改善案の実行)に注視し、事務事業の改善に努める。 【第四次行政改革大綱】(引継ぎ) 2-(1)-①各種事業の進捗管理の徹底 | ① | 重点事業や各種事務事業については、年度当初にスケジュールを立て事務の進捗管理を実施したり、各種個別計画に基づく事業検証や人事評価の記録表を活用する等あらゆる手法で事業の進捗管理を実施している。進捗把握をし事業執行しているが、内容によっては時間を要するため改善できない事例がある。 | |
| 3 ウ | ICT等を活用した町民との双方向による素早い情報の共有 | A | 町ホームページや携帯端末などへ、新鮮な情報を発信し、また素早く更新する。 ホームページへのアクセス件数を増やす。町政提案箱に届いたメールへの素早い対応を目指す。 | ・ホームページのアクセス件数 H27:596,579→H28:716,078→H29:1,078,908アクセス(総務課) ・各種事業・イベントに関する告知、手続き・制度・サービスに関するお知らせ、各種審議会等の状況報告、税金等に関する情報提供等あらゆる町政情報をホームページを活用し公開。(全課) ・まちメール等で届いた問い合わせへの回答までの日数平均6.2日(総務課) | ・新鮮な情報を発信することで、町民からの電話問い合わせの減少及びホームページのアクセス件数が増加した。(教育総務課) ・保護者へ迅速に情報を発信することができた。(学校教育課) | ・町ホームページや広報誌の充実を図り、町民が知りたい情報、知らせたい情報を分かりやすく発信する。また、新たな情報提供メディアの利点を活かした情報提供を行う。 【第四次行政改革大綱】(引継ぎ) 1-(1)-①町民との双方向による情報の共有 | ① | 達成目標である町ホームページへのアクセス件数の増加については達成できている。全庁的に新鮮な情報発信に努めている結果だと推察される。 |
| | | B | 町ホームページに「よくある質問とその答えQ&A」を充実させ、いつでも町民の疑問を解決できる体制を整備する。 町民からの窓口や電話での問い合わせを減少させるとともに、回答を全課で統一する。 | ・分かりやすい説明やQ&Aを作成(全課) ・町ホームページに「よくある質問とその答えQ&A」の活用ができていない。 | ・分かりやすい説明やQ&Aの掲載により、ホームページのアクセス件数が増加した。(全課) | ・「よくある質問とその答えQ&A」の整備について検討する必要がある。 【第四次行政改革大綱】(引継ぎ) 1-(1)-①町民との双方向による情報の共有 | ① | 個別にQ&Aを作成したり、「入所のしおり」や「ごみ分別ポスター」等、町民への分かりやすい表現、情報提供に努めたり取り組んでいる。 |

2. 基本方針実現に向けての方策の取組状況及び個別評価

| ① 町民ニーズに沿った事務事業の改善 | | | | 少子高齢化や情報化の一層の進展などにより、ライフスタイルが多様化しており、それに伴い町民ニーズも多様化、高度化しております。社会情勢の変化に的確に対応しつつ、町民の満足度や利便性の向上を図り、町民本位の質の高いサービスの提供に努めるため、各種事務事業の見直しや改善に取り組みます。 | | | | | |
|--------------------|----------------------|--|--|---|---|---|---|--|--|
| 具体的取り組み事項 | 実施項目 | 達成目標 | 取組状況 | 効果 | 今後の取り組み | 総合評価 | | | |
| 4 エ | 行政サービスの満足度の町民意識調査の実施 | A | 行政サービス全般について、町民満足度調査を実施し、町政運営に反映させる。 | 3年に1回、満足度調査を実施し、その間の年度で改善を図る。 | ・平成24年度、平成27年度に意識調査を実施した。平成27年度の意識調査はその結果を第五次総合計画策定に活用し、計画に反映。(企画財政課) | ・町民が望む南風原町の方向性を把握することができた。 | ・総合計画策定、見直しの時期に町民意識調査を実施し、町民の声を反映させる。 【第四次行政改革大綱】(引継ぎ) 1-(2)-④町民意識調査の実施 | ① | 町民意識調査は目標どおり3年に1回行われている。平成27年度に実施した調査結果は総合計画に活かされており、意識調査を通して得られた意見が町政運営に反映できている。 |
| | | B | 本庁舎内にあるまちメールポストを各施設にも設置するなど、町民が声を発信しやすい環境を整える。 | 町立中央公民館(地域交流センター)、総合保健福祉防災センター(ちむぐる館)など出先機関にもまちメールポスト等を設置する。 | ・南風原町庁舎内は実施済み。中央公民館やちむぐる館についても設置をしている。(総務課、保健福祉課、生涯学習文化課) | ・各施設へのまちメールポストの設置及びホームページにて町政提案箱を整備していることで、紙媒体でもメールでも対応可能となるため、町政への意見、要望が提案しやすい環境となっている。 | ・町政提案箱やまちメールポストに届いた意見、要望への素早い対応を目指すとともに、SNSを利用した情報収集も検討する。 【第四次行政改革大綱】(引継ぎ) 1-(2)-③町民が声を発信しやすい環境整備 | ① | ・各施設へのまちメールポストの設置及びホームページにて町政提案箱を整備していることで、紙媒体でもメールでも対応可能となるため、町政への意見、要望が提案しやすい環境となっている。 |
| | | C | 各字自治会との行政懇談会など町主催のイベント等において、必要に応じ行政サービスについての意識調査等を実施する。 | 意識調査等を実施し、事務事業の改善を図る。 | ・事業開催時や窓口等でアンケート調査や聞き取り調査等を実施し町民ニーズの把握に努めている。 | ・課題やニーズを把握し、事業の改善を図ることができた。 | ・総合計画策定、見直しの時期に意識調査を実施し、改善を図る。 【第四次行政改革大綱】(引継ぎ) 1-(2)-④町民意識調査の実施 | ① | 町民と直接関わる事業における意見のヒアリングや、各種計画策定の際などのアンケート調査により町民の意見把握を行い、各事業の改善に活かす取り組みが行われている。 |
| ② 民間能力の活用 | | | | 行政と民間(町民、町民団体、企業、NPO等)との適切な役割分担のもと、効率性、専門性、行政責任の確保等の観点で踏まえ、外部委託を積極的に活用し、協働によるまちづくりの推進を図ります。 | | | | | |
| 具体的取り組み事項 | 実施項目 | 達成目標 | 【Do】取組状況 | 効果 | 今後の取り組み | 総合評価 | | | |
| 5 ア | 民間委託の推進 | A | 民間委託が可能でその方が有効的な事業については、民間委託の妥当性について調査・研究する。 | 機構改革の検証と同時に、民間委託が可能な業務がないかも含め検証し、結果によっては実施する。 | ・庁舎内システムの民間委託について調査研究(OCRシステム)、一部実施(住民情報システム、財務会計システム)(企画財政課) ・納税通知書のデータ印字から封入封緘までを民間委託(税務課) ・スプリング入りマットレス及びソファの収集処理の委託の調整、捕獲したハブを有価物として民間業者へ販売するための調整(住民環境課) ・児童館の民間委託について調査研究(こども課) ・ICT支援員を配置(学校教育課) | ・民間委託を検討することで事務内容の整理、確認に繋がった(企画財政課) ・委託することで業務の効率化がはかれた(税務課) ・民間委託によるICT支援員配置により魅力ある授業づくりに取り組めた(学校教育課) | ・費用対効果等の検証に基づき、順次実施できる業務から民間委託(一部委託を含む)や指定管理者制度の導入、NPO団体との協働に取り組む。 【第四次行政改革大綱】(引継ぎ) 1-(3)-①民間委託の推進 | ① | 民間委託の可能性については、全課で検討されており、可能な事務は実施できているが、継続的に調査・研究する事業がある。 |
| | | B | 各種証明発行等の窓口業務を民間に委託する自治体が増えており、本町においても必要性を調査・研究し、結果によっては実施する。 | 機構改革の検証と同時に、民間委託が可能な業務を検証し、結果によっては実施する。 | ・各種証明書発行等の窓口業務の民間委託を調査、研究した結果、職員と嘱託職員で対応することが住民サービスは充実すると結論づけたため、民間委託は実施していない(住民環境課) | ・民間委託だとできない内容のものが嘱託職員だと臨機応変に対応できるため、充実している。(住民環境課) | 【第四次行政改革大綱】民間委託への検証終了ため引継ぎなし。 | ① | 各種証明書発行等の民間委託について調査・研究し結論づけることができています。 |
| 6 イ | 町民団体との協働の推進 | 町民個々ばかりでなく、自治会・各種団体・ボランティア・NPOなどの町民活動団体や企業等に対する情報提供・情報交換及び協力連携の強化を図る。 | 協働事業の継続、拡充、推進を図る。 | ・8団体(本都区カンナの会・宮平区・兼城兼翔会・南風原中学校・宮城区・照屋区・本都区かすりロード盛り上げ隊・南星中学校)とボランティア協定を締結し、町管理道路・公園及び字管理ウガンジュ等の環境美化をはかるボランティア活動の実施(まちづくり振興課) ・イベント開催を町民と協働で実施(教育総務課、全課) | ・情報の共有により、関係団体と協働で大きなイベントを効果的に開催することができた。(企画財政課) ・各種団体からの意見が反映され、事業に活かされている。(産業振興課) | ・今後も、各字・自治会をはじめ地域のために自発的な活動を行う団体等の活動が活発に行われるよう、情報提供・情報交換及び助言・支援などを行う。 【第四次行政改革大綱】(引継ぎ) 1-(2)-⑤町民活動を支援する体制の構築・協働の推進 | ① | 南風原町まちづくり基本条例に基づき様々な場面で町民との協働により事業を進めることができています。協働事業の継続、拡充、推進を引き続き取り組む必要がある。 | |
| 7 ウ | 町民等の意見を取り入れる仕組みの導入 | 付属機関等の委員公募実施要領に基づき、公募が可能な委員等については公募制を導入し、より多くの町民の意見を計画や業務に反映させるよう取り組む。 | 各課において公募が可能な審議会等を検討し、H25年度から随時、実施する。 | ・公募が可能な審議会等を検討し、実施している(企画財政課、こども課、国保年金課、住民環境課) | ・他の委員構成との均衡を考慮しながら公募による委員の委嘱を行い、町民の意見を反映させることができた。(企画財政課) | ・公募が可能な委員等については公募制を導入し、より多くの町民の意見を町政に反映させるよう取り組む。【数値目標】公募委員の割合:2割 【第四次行政改革大綱】(引継ぎ) 1-(2)-①審議会等委員公募制度の充実 | ① | 各課において公募可能な審議会等を検討し、実施している。 | |

2. 基本方針実現に向けての方策の取組状況及び個別評価

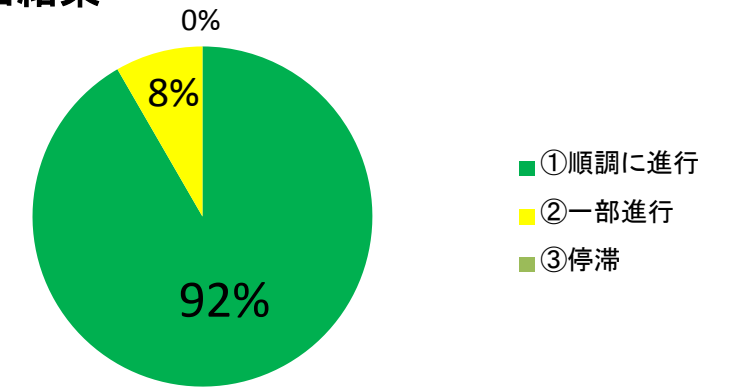
| ③ 組織・機構の見直し | | | 町民にわかりやすく、町民サービスを提供しやすい、町民の目線に立った、即応性に優れた柔軟な組織・機構への再編を図ります。 | | | | | | |
|-------------|-----------|--------------------------|--|---|---|--|---|--|---|
| | 具体的取り組み事項 | 実施項目 | 達成目標 | 【Do】取組状況 | 効果 | 今後の取り組み | 総合評価 | | |
| 8 | ア | 平成19年度に実施した機構改革の検証及び見直し | 町組織の機構改革の検証はもちろんのこと、民間委託が有効な業務の有無も含めた総合的な検証を行う。 | 検証後機構改革を実施し、3年後に再度見直しをする。 | ・平成24年度に機構改革の検討を行い、平成25年度に実施。産業振興課を新設。国保年金課、こども課を2F→1Fへ。税務課を1F→2Fへ。 ・平成29年度に、認定こども園導入について調査研究を行っている「認定こども園庁内検討プロジェクトチーム」から行政改革推進本部小委員会宛に、「教育部及び民生部の事務分掌の見直しについて」提案があり、同委員会において協議した結果、幼稚園の入退所に関することなど一部事務について、学校教育課から子ども課へ事務分掌を変更した。(企画財政課) | ・組織の見直し、課の移動を行なうことで、町民サービスの向上に繋がった。 | ・高度化、多様化する行政課題に対して迅速かつ的確に対応できるよう適宜見直しを行う。 【第四次行政改革大綱】(引継ぎ) 3-(1)-①組織体制の見直し | ① 社会情勢の変化や町民ニーズに対応できるような組織体制を整えることは重要であるため、組織・機構の見直しの検証、実施時期を決め対応する必要がある。 | |
| 9 | イ | プロジェクトチームの活用による組織の活性化 | A | 町全体に係る計画や事業、複数部署に係る重要事項等を進める際には、複数部署の職員によるチームで横断的に取り組む。 | 全庁的な計画、事業にプロジェクトチームを活用することで、多角的な意見により住民サービス拡充を図る。 | ・町政全体に関わる計画や複数の部署が関わるような事業について複数の職員が関わり取り組んだ。(第五次総合計画の策定、公共施設等総合管理計画、南風原町人口ビジョン及び南風原町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定、まちづくり基本条例を考える住民会議、認定こども園に関する調査実施、災害時要支援者避難支援計画の素案作成)(企画財政課、こども課、保健福祉課) | ・複数部署の職員による体制で検討することで専門的な見解からの意見や提案があり、策定作業がスムーズに行うことができた。(企画財政課、こども課、保健福祉課) | ・全庁的な計画、事業にプロジェクトチームを活用することで、多角的な意見により町民サービス拡充を図っていく。また必要に応じ庁内公募制を導入し、職員の資質向上に努める。 【第四次行政改革大綱】(引継ぎ) 3-(1)-②プロジェクトチームの活用による組織の活性化 | ① 全庁的な計画・事業については、複数部署の職員によるチームで横断的に取り組む体制ができている。 |
| | | | B | プロジェクトチームの選考には、職員のより積極的な取り組み意欲を活用するため、必要に応じ庁内公募制を導入する。 | 専門的な知識や経験も必要であるが、やる気のある職員の資質向上を図るため必要に応じ公募制を導入する。 | ・町政全体に関わる計画策定においては、あらゆる部署の職員の知識や知恵が必要であったため、庁内公募制を導入した。(第五次総合計画の策定、南風原町人口ビジョン及び南風原町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定、まちづくり基本条例を考える住民会議)(企画財政課) | ・通常業務以外の取り組みに携わることで、別部署の職員や町民との交流ができた。また、同じ目的を達成するために意見交換をする中から新たな気づきに繋がった(企画財政課) | ・全庁的な計画、事業にプロジェクトチームを活用することで、多角的な意見により町民サービス拡充を図っていく。また必要に応じ庁内公募制を導入し、職員の資質向上に努める。 【第四次行政改革大綱】(引継ぎ) 3-(1)-②プロジェクトチームの活用による組織の活性化 | ① 町政全体に関わる計画策定等において庁内公募制の活用ができている。 |
| ④ 定員管理の適正化 | | | 社会経済情勢の変化等を踏まえ、対応すべき行政需要の範囲、国・県からの事務や権限の移譲も含め、施策の内容及び手法を改めて見直しながら適正化に取り組めます。 | | | | | | |
| | 具体的取り組み事項 | 実施項目 | 達成目標 | 【Do】取組状況 | 効果 | 今後の取り組み | 総合評価 | | |
| 10 | ア | 時勢に対応した定員適正化計画の随時検証・見直し | 国・県からの事務、権限移譲も含め、状況に応じて適宜、定員適正化計画を見直す。 | 定員適正化計画に基づき、職員数の適正化を図る。 | ・平成25年度に計画期間終了後、定員適正化計画の検証・見直しは実施していないが、平成29年に策定した南風原町中期財政計画において、採用者は定年退職者と同数と見込んだ人件費シミュレーションを策定。(総務課) | 採用者は定年退職者と同数と見込んだ人件費シミュレーションに基づき、計画的な人員管理をすることが出来る。 | ・退職者数と採用職員数の調整を図るとともに、業務量を勘案した適正な職員配置を行う。 【第四次行政改革大綱】(引継ぎ) 3-(1)-③時勢に対応した人員管理 | ① 新たな定員適正化計画は定めていないが、南風原町中期財政計画において、採用者は定年退職者と同数と見込んだ人件費シミュレーションをたてたので、計画に基づき職員数の適正化を図る。 | |
| 11 | イ | 定員適正化計画の進捗状況、数値目標等について公表 | 定員適正化計画の進捗状況や数値目標等について毎年度広報紙やホームページで公表する。 | 毎年1回、定員適正化計画の進捗状況等をホームページへ掲載する。 | ・毎年、職員の給与や定員管理等の状況についてHPや広報で公表(総務課) | ・進捗状況の広報ができた(総務課) | ・引き続き、職員の給与や定員管理等の状況についてHPや広報で公表していく。 【第四次行政改革大綱】(引継ぎ) 1-(1)-①町民との双方向による情報の共有 3-(1)-③時勢に対応した人員管理 | ① 毎年度職員の給与や定員管理等をホームページや広報誌を活用し情報提供ができているが、定員適正化計画に基づく進捗状況の公表は未計画期間のため検証できていない。 | |

【具体的取り組み事項評価シート】第三次南風原町行政改革大綱実施計画

1. 行政改革を推進するための基本方針毎の評価結果

| す行政方針た改(柱のを推本進) | 2 親しみやすい役場づくり | 現基のに本方向方針策けて実 | 実施項目 | 実施項目数 | 評価結果 | | |
|-----------------|---------------|---------------------|------|-------|--------|-------|-----|
| | | | | | ①順調に進行 | ②一部進行 | ③停滞 |
| | | ① 利用しやすい行政サービス体制の確立 | | 6 | 6 | 0 | 0 |
| | | ② 人材の育成 | | 4 | 3 | 1 | 0 |
| | | ③ 公正の確保と透明性の向上 | | 2 | 2 | 0 | 0 |
| | | | 合計 | 12 | 11 | 1 | 0 |

評価結果



2. 基本方針実現に向けての方策の取組状況及び個別評価

| ① 利用しやすい行政サービス体制の確立 | | 町民が求めるサービスを的確に提供し、町民の利便性の向上を図るとともに、行政運営及びまちづくりへの町民参画を促すための制度や仕組みを確立し、町民活動が行いやすい体制づくりを目指します。 | | | | | |
|---------------------|------------------------|---|--|--|---|--|---|
| 具体的取り組み事項 | 実施項目 | 達成目標 | 取組状況 | 効果 | 今後の取り組み | 総合評価 | |
| 12 ア | 総合窓口(ワンストップ)導入の検討 | 総合窓口が本町に適用しているかも含め、より良い町民サービスを提供するために必要な窓口のあり方を総合的に検討する。 | 窓口利用者の満足度調査を実施する。 | ・平成25年度に実施した機構改革により、住所・戸籍の異動に伴い手続きが必要となる窓口を同じフロアに配置した。(企画財政課) ・給付班、保険税班、医療費対策班の3班が連携して窓口に取り組み、来庁者が二度目の来庁がないようにコミュニケーションを図って取り組んでいる。(国保年金課) | ・窓口サービスの向上に繋がっている。 | 【第四次行政改革大綱】総合窓口については検討済みのため引継ぎなし。 | ① 平成25年度に実施された機構改革において、住所異動、戸籍異動に関連する手続きについては、同じフロアで手続きが行えるよう課の配置が見直され、町民サービスの向上を図っている。 |
| 13 イ | 町民活動を支援する体制の構築 | 各字・自治会を始め、地域のために自発的な活動を行う団体等の活動が活発に行われるよう、助言・支援などを行う。 | 町民等の活動について、情報の提供、地域リーダーの養成等、地域活動に対する助言・支援を充実させ、各活動の活性化を図る。 | ・児童館で活動している「ファミリークラブ」の活動がスムーズに行えるよう総会時に会員の方々との意見交換の実施(こども課) ・地域のミニデイサービスの活動に支援員等を派遣したり、リーダー養成講座を実施。地域活動の支援を行っている。(保健福祉課) ・各PTA支部長会議を開催し事業進行などについて支援を実施(学校教育課) ・青年会や、障がい者団体の清掃ボランティアに参加し、ゴミの分別・資源化を支援を実施。(住民環境課) ・南風原町普及事業連絡協議会を柱に、下部組織である農友会、農村生活研究会、農業青年クラブの各種研修会の開催や派遣に対する費用負担等の活動支援を行った。(産業振興課) | ・各種事業において支援・助言を行うこと等で、各団体等による地域活動の活性化を図ることができている。 | ・今後も、各字・自治会をはじめ地域のために自発的な活動を行う団体等の活動が活発に行われるよう、情報提供・情報交換及び助言・支援などを行う。 【第四次行政改革大綱】(引継ぎ)1-②-⑤町民活動を支援する体制の構築・協働の推進 | ① 町民等の活動の活性化を図るため、情報の提供、地域リーダーの養成、地域活動に対する助言・支援を行っている。継続的に地域活動に対する助言・支援を行い、各活動の活性化を図る必要がある。 |
| 14 ウ | 他市町村との共同事業によるサービス向上 | A | 各種証明の広域交付を推進する。 | 南部5市町で実施している広域行政窓口サービスの拡大を図る。 | ・平成24年7月より本町、与那原町、南城市、八重瀬町、豊見城市の5市町において広域交付窓口サービスをおこなっている。(住民環境課) | ・住民利便性が拡充された。 | ① 全国のコンビニにおいて各種証明書が交付できる取り組みにより、各種証明書の広域交付を推進することができている。さらに、南部5市町における広域交付窓口サービスも提供できている。 |
| | | B | 各種証明書自動交付機を庁舎以外の商業施設等、町民の利用頻度が高い場所へ増設を検討する。また、参加市町村の増を図る。 | 利用頻度が高い場所への自動交付機の増設及び参加市町村の増を図る。 | ・平成25年9月以降から全国コンビニエンスストアでの各種証明書の交付を行っている。(住民環境課) | ・住民利便性が拡充された。 | ① 各種証明書自動交付機の商業施設等への設置に変わり全国のコンビニにおいて各種証明書が交付できる取り組みにより、広域交付が実現されている。 |
| | | C | 近隣市町村や同規模市町村、各種事業等において同様の目的を持った市町村と、共同で実施できる事業(イベント、講演会、訓練、委託業務等)があれば、費用対効果も含めた検討を行い、実施に向けて取り組む。 | 他市町村と共同で事業を実施した方が町民サービス、費用対効果も向上できる事業がないか、各課で検討し、可能なものから随時実施する。 | ・広域化する行政需要や地域共通の課題に対して、県内市町村及び近隣市町村との連携により行政サービスの拡充を目指した取り組みを実施(全課) | ・東部清掃施設組合を解散し、南部広域行政組合に一元化したことは、議会費、総務費の削減につながった。(住民環境課) | ・他市町村と共同で実施した方が町民サービス、費用対効果も向上できる事業がないか検討し、実施できるものから随時実施する。 【第四次行政改革大綱】(引継ぎ)2-(1)-③他市町村との共同事業によるサービス向上 |
| 15 エ | 幼稚園保育時間延長による子育て支援体制の充実 | 幼稚園保育時間延長を実現することで、幼稚園就園率を上げ、保育所・園の待機児童解消など、子育て支援体制の充実を図る。(H23.11月現在就園率75.9%) | H24年度で施設等を整備し、H25年度から就園率向上に取り組む。 | ・平成24年度→北丘幼稚園の園舎増築や各幼稚園に給食受け室の増築 ・平成25年度→専任園長の配置・保育時間を12時15分→14時への延長・給食の開始 ・平成27年度→土曜預かりを開始 ・平成28年度→4歳児保育を実施(学校教育課) | ・子育て支援体制の充実をはかることができた。 | ・引き続き、子育て支援体制の充実を図る。 【第四次行政改革大綱】個別計画で引き続き推進していくため、行政改革大綱による引継ぎはなし。 | ① 平成24年度以降から施設の整備、保育時間の延長、給食提供開始、土曜保育の実施、4歳児保育の実施など子育て支援体制の充実を図ることができている。 |

2. 基本方針実現に向けての方策の取組状況及び個別評価

| ② 人材の育成 | | | 地方分権から地域主権改革の進展へ時代の変化に即した政策立案能力や説明責任能力に優れた人材の育成に努めるとともに、職員の能力を引き出し、意識を高めることができる制度や体制を構築することにより活性化を促します。また、町民との協働の観点から専門的知識や経験を積んだ方の豊富な経験やノウハウを町政に活かせる体制づくりを推進します。 | | | | | |
|---------|-----------|-----------------------------|---|-------------------------------------|--|---|---|--|
| | 具体的取り組み事項 | 実施項目 | 達成目標 | 取組状況 | 効果 | 今後の取り組み | 総合評価 | |
| 16 | ア | 能力・実績・人間力重視の人事評価システムの構築 | 職員の資質・能力の向上、意欲を高める事を目的とし、能力・実績・人間力を重視した人事評価システムを導入する。 | H26年度から実施し、H27年度以降も検討・改良を加えながら実施する。 | ・平成27年度試行実施を経て、平成28年度から本格実施とし、全職種において人事評価を行っている(総務課) | ・組織内の意識共有化や業務改善等による人材育成を図り、効率的な行政運営に資する。 | ・毎年度制度の再点検・精査を行うとともに、必要に応じて見直し、制度改正を行う。 【第四次行政改革大綱】(引継ぎ) 3-(2)-①人事評価制度の適正な運用 | ① 平成28年度から実施し、組織内の意識共有化や業務改善等による人材育成を図り、効率的な行政運営ができています。 |
| 17 | イ | 人材育成基本方針に基づく研修実施による質の高い職員養成 | 県や市町村アカデミーなどの研修へ積極的に職員を派遣する。また研修参加状況などデータで管理運用する。 | 職員の資質向上による、組織の強化を図る。 | ・自治研修所での職員派遣、市町村アカデミー、国際文化研修所、自主研修等へ職員を随時派遣。研修参加の状況は、人事給与システムの職員履歴で管理(総務課) | ・研修に参加した職員の資質向上による組織の強化が図られた。 | ・県や市町村アカデミーなどの研修へ積極的に職員を派遣し、職員の資質向上による組織強化を図る。 【第四次行政改革大綱】(引継ぎ) 3-(2)-②職員研修の充実等人材の育成 | ② 県や市町村アカデミーなどの研修へ積極的に職員を派遣している。また研修参加状況などデータで管理も実施できている。職員の資質向上に向けて積極的に参加を促す必要がある。 |
| 18 | ウ | 専門的知識や経験を積んだ人材の活用 | 専門的知識を持った方や、人生の先輩方から学ぶ事で職員の資質・能力向上を図る。 | 人材の活用方法等を検討し、実施に向けて取り組む。 | 平成27年度から、退職職員の再任用制度の実施に向けて条例、要綱の整備を行った。 南風原町職員の再任用に関する条例(平成26年12月25日) 南風原町職員の再任用実施要綱(平成26年12月25日) 平成28年度より再任用職員を1名採用。 平成29年度は再任用職員を2名採用。 | 専門的知識を持った方や、人生の先輩方から学ばせて、職員の資質向上を図る。 | ・人材の活用方法等を検討し、実施に向けて取り組む。 【第四次行政改革大綱】(引継ぎ) 3-(2)-③専門的知識や経験を積んだ人材の活用 | ① 退職職員の再任用制度に向けた条例、要綱の整備ができています。現在再任用職員として2名が採用されている。 |
| 19 | エ | 人事交流の推進 | 職種間交流、外部団体等との交流に向けて、調査・研究に取り組む。 | 機構改革の検証と同時に、人事交流についても検討し実施に向けて取り組む。 | ・平成26年度より、内閣府沖縄総合事務局(那覇市)及び地方公共団体金融機構(東京都)へ職員を派遣。(各一人) ・平成28年度～平成29年度は、内閣府沖縄総合事務局へ職員一人を派遣。 | ・本町の行政運営に新たな視点、経験、人的ネットワークを踏まえた、情報等が提供される事が期待できる(総務課) | ・今後もより効果的な人材育成につながる人事交流に向けて調査・研究に取り組む。 【第四次行政改革大綱】(引継ぎ) 3-(2)-④人事交流の推進 | ① 計画どおり平成26年度から外部団体等との交流が実施できている。また、復帰後も勤務報告会を実施し、他の職員とも知識や経験を共有した。 |

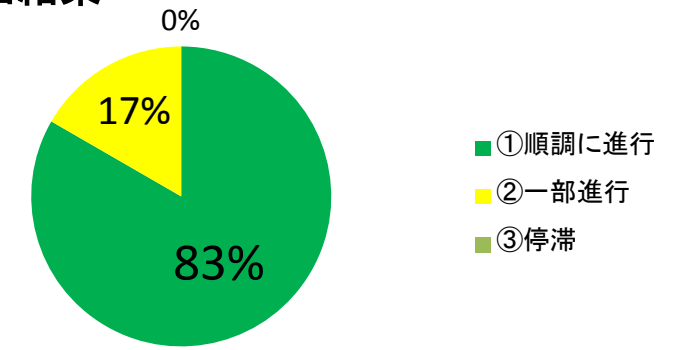
| ③ 公正の確保と透明性の向上 | | | 開かれた行政を積極的に進めるため、情報公開条例等を適正に運用し、行政の公平性や透明性を確保します。また、行政改革の推進状況を積極的に情報提供するなど、公正で開かれた町政を推進します。適正な行政運営の確保を図るため、監査機能をより充実します。 | | | | | |
|----------------|-----------|-----------------|--|---|--|---|--|---|
| | 具体的取り組み事項 | 実施項目 | 達成目標 | 取組状況 | 効果 | 今後の取り組み | 総合評価 | |
| 20 | ア | 情報公開の推進・媒体の充実強化 | ホームページ及び広報紙等の充実・強化を図り、積極的な情報公開を行い、町民の行政参加を促進していく。 | 各種媒体を通じ、積極的に情報公開・公表を行う事による情報の共有化を図る。 | ・各種事業・イベントに関する告知、手続き・制度・サービスに関するお知らせ、各種審議会等の状況報告、税金等に関する情報提供等あらゆる町政情報をホームページを活用し公開。(全課) | ・事業内容や観光情報の町民理解に繋がった(産業振興課)。 | ・各種媒体を通じ、積極的に情報公開を行う事による情報の共有化を図る。 【第四次行政改革大綱】(引継ぎ) 1-(1)-①町民との双方向による情報の共有 | ① ホームページ及び広報紙などを活用し、町政に関する積極的な情報発信に努め、町民の積極的な行政参加を促している。 |
| 21 | イ | パブリック・コメント制度の活用 | 町の定める重要な計画等において、パブリックコメント制度の活用を目指す。 | 町民参加・協働の機会の拡大を図り、町民ニーズを各種計画や町の仕事に反映させる。 | ・町の定める重要な計画等において、パブリックコメント制度の活用を実施(第五次南風原町総合計画(素案)、公共施設等総合管理計画(素案)、南風原町まちづくり基本条例(素案)、南風原町人口ビジョン(素案)及び南風原町まち・ひと・しごと創生総合戦略(素案)、高齢者保健福祉計画、南風原町中小企業・小規模企業振興条例) | ・パブリックコメント制度を活用することで、全庁的な計画や条例等に、町民の意見や要望を反映することができる。 | ・町の各種計画や条例を策定する際は、原則パブリックコメント制度を実施し、また町民が声を発信しやすい体制を整える。 【第四次行政改革大綱】(引継ぎ) 1-(2)-②パブリックコメント制度の活用 | ① 町の定める重要な計画等において、パブリックコメント制度を活用し、幅広く町民の意見を求めている。一方で、意見提案が少ないという課題もあるので、今後は意見募集について工夫が必要である。 |

【具体的取り組み事項評価シート】第三次南風原町行政改革大綱実施計画

1. 行政改革を推進するための基本方針毎の評価結果

| 進行 基す政 本る改 方た革 針めを の推 (柱) | 3 効率的で効果的な財政運営の確保 | 実施 項目数 | 評価結果 | | |
|---|-----------------------|-----------|--------|-------|-----|
| | | | ①順調に進行 | ②一部進行 | ③停滞 |
| 策 の 方 向 針 | ① 継続的な経費の節減合理化等財政の健全化 | 10 | 8 | 2 | 0 |
| | ② 効率的な公的施設の運営 | 2 | 2 | 0 | 0 |
| 合計 | | 12 | 10 | 2 | 0 |

評価結果



2. 基本方針実現に向けての方策の取組状況及び個別評価

| ① 継続的な経費の節減合理化等財政の健全化 | | これまでも財政健全化計画、第二次財政健全化計画を実行し、経費の節減に取り組んできておりますが、限りある財源の中で、新たな行政需要に的確に対応し、町民の信頼に応えるため、今後も経費全般について適宜、見直しを行い、歳出の抑制と徴税等徴収金の収納率の向上を図ります。また、受益者負担の原則に基づき、適正且つ公平な観点での歳入の確保に努めることにより、一層の財政の健全化に取り組めます。 | | | | | |
|--|---|---|---|---|--|------|---|
| 具体的取り組み事項 | 実施項目 | 達成目標 | 取組状況 | 効果 | 今後の取り組み | 総合評価 | |
| 22 ア 内部的経費の縮減の推進 | 事務的経費については縮減を行っているが、職員一人ひとりが「町民からお預かりした税金」という意識を持ち、常に無駄な支出がないよう業務を遂行する。 | 常に無駄や削減できるものがないかなどコストを意識した事務事業を実施する。 | ・加除式の図書について、利用状況の見直しを行い、利用頻度が低くホームページで検索を行うことのできるものについては加除の停止を行った。(税務課) ・紙ベースでの活用頻度の低い課税台帳リスト等はデータによる保管をおこなった。(税務課) ・両面コピー、ファイル・用紙の再活用、消耗品・印刷物の一括発注・管理(全課) | ・職員一人一人がコスト意識をもって業務に取り組むことで、消耗品費の削減に繋がる。(全課) | ・常に無駄や削減できるものがないかなどコストを意識した事務事業を実施する。 【第四次行政改革大綱】(引継ぎ) 2-(3)-①内部的経費の縮減の推進 | ① | ファイルや文房具等の再利用、コピーの両面印刷、消耗品購入や印刷物の一括購入など経費削減ができる方法を常に検討しながら全庁的に取り組んでいる。コストを意識した事務事業の執行を継続的に行う必要がある。 |
| 23 イ 全庁的(保育所、幼稚園、小中学校、出先機関、補助団体等含む)な省エネ活動の推進 | 冷房運行期間、設定温度を役場庁舎だけでなく各学校、出先機関、補助団体等でも実施し、町民に対し地球温暖化防止推進の手本となる。 | 職員一人ひとりが省エネを意識し取り組むことで、規律ある財政運営に寄与する。 | ・庁舎冷房運行期間を、中央省庁等に合わせて5月～10月で設定している。庁舎内設定温度を28度に設定している。会議室利用時に冷房を必要以上に稼働させないように運用している。(総務課、各施設管理課) ・時間外業務時は必要な場所だけ電気をつける。休憩時間は電気を消す。(全課) | ・職員一人一人が省エネ意識を持って業務に取り組むことで、規律ある財政運営に寄与する。(全課) | ・冷房運転期間、設定温度を役場庁舎だけでなく各学校、出先機関、補助団体等でも実施し、町民に対し地球温暖化防止推進の手本となるように実施する。 【第四次行政改革大綱】(引継ぎ) 2-(3)-②全庁的(保育所、幼稚園、小中学校、出先機関、補助団体等含む)な省エネ活動の推進 | ① | 冷房運行期間(5月～10月)、室温(28度)を役場庁舎だけでなく各施設等で実施し省エネに取り組むことができています。 |
| 24 ウ 有料広告など独自財源の確保 | 印刷物に限らず、ホームページのバナー広告などあらゆる方策を積極的に検討し、自主財源の確保に努める。 | ホームページの見直しが検討されておりそれに伴い有料広告の掲載による自主財源を確保する。 | ・広報誌での有料広告掲載(総務課) | ・自主財源の確保に繋がる。(総務課) | ・印刷物に限らず、ホームページのバナー広告などあらゆる方策を積極的に検討し、自主財源の確保に努める。 【第四次行政改革大綱】(引継ぎ) 2-(3)-⑦有料広告など独自財源の確保 | ② | 有料広告など独自財源の確保に努めている。今後は、広報誌の有料広告以外の方策も検討し積極的な独自財源の確保を図る必要がある。 |
| 25 エ 町税・国保税等の収納率の向上に向けた積極的取り組み | A 税等については、課税客体把握の強化に努めるとともに、滞納処分を円滑に進めるためのマニュアル等の整備を実施し、滞納処分を一層強化するため公売等に向けた調査・検討を行う。 | 課税客体把握のための調査を強化し、公売等を実現するための調査・検討を行う。 | ・未申告者や申告漏れの調査を実施し、対象者へ申告案内。住登外被扶養者、二重扶養などの調査実施。死亡者の固定資産税について、相続人代表者指定届出がない場合は、相続人に対し代表者指定を職権処理。滞納処分を強化するため、県税事務所と、共同催告や不動産の合同公売実施(税務課) ・課税台帳等を基にして未申告者へ通知送付、窓口・電話で申告勧奨等適正な課税客体の把握に努めた。また、転入者へ適正な課税を行うため早期の所得照会の実施。滞納処分については滞納管理システムを活用した円滑な実施。差し押さえの実施。税務課と合同によりタイヤロックを実施(国保年金課) | ・住民税の未申告者や申告漏れの調査を実施し、対象者へ申告案内を行ったり、重複扶養がないよう確認をすることで課税客体につながった。(税務課) ・死亡者の固定資産税について、相続人代表者指定届書の提出案内、法定相続人への賦課替えを行うことで、課税客体把握の強化を図ることができた。(税務課) ・未申告者に対して申告を促したことにより税額更正が行われ、適正な課税につながった。(国保年金課) ・公売には至らなかったが、不動産の調査により納税交渉を優位に進めることができた。(国保年金課) | ・課税客体の的確な把握や新たな徴収、滞納整理策を検討する等強化を図る。 【第四次行政改革大綱】(引継ぎ) 2-(3)-③町税、国保税の徴収率向上に向けた積極的取り組み | ① | 町税・国保税については、未申告者や申告漏れの調査を実施し対象者へ通知・電話を行う等積極的な申告干渉を行い課税客体の把握に努めている。固定資産税においても死亡者課税の改善に努めている。さらに、滞納処分の取り組みも強化しており差押え・公売などに積極的に実施している。様々な取り組みを通して徴収率向上を図ることができている。 |
| | B 税以外の保育園保育料(H22実績99.4%)、幼稚園保育料(H22実績99.2%)、給食費等(H22実績95.2%)については先進地の事例なども参考に新たな方策を検討する。(計画の数値は上から保育園、幼稚園、給食の順) | それぞれ計画を達成できるよう調査・研究し、その間、様々な取り組みを実施する。 | ・滞納者と現年度分の保育料未納者に対する対応の強化(こども課) ・毎月園を通して未納通知を保護者に通知。保護者と早期調整(学校教育課) ・督促状通知回数を増やし、出納整理期間には電話督促、未納者を訪問し納付相談、訪問徴収を実施(教育総務課) | ・保育園保育料、幼稚園保育料、給食費のいずれも100%に近い徴収率を達成している。 | ・受益者負担の観点から、徴収率の向上を図り、自主財源の確保及び負担の公平性の確保を図る。 【第四次行政改革大綱】(引継ぎ) 2-(3)-④保育園・幼稚園保育料、給食費の徴収率向上に向けた積極的取り組み | ① | 保育料、幼稚園授業料、給食費についても未納者に対して早い段階から接触を図り納付を促している。その結果目標とする収納率に近い結果がでている。様々な取り組みを通して徴収率向上を図ることができている。 |

2. 基本方針実現に向けての方策の取組状況及び個別評価

| ① 継続的な経費の節減合理化等財政の健全化 | | これまで財政健全化計画、第二次財政健全化計画を実施し、経費の節減に取り組んできておりますが、限りある財源の中で、新たな行政需要に的確に対応し、町民の信頼に応えるため、今後も経費全般について適宜、見直しを行い、歳出の抑制と徴税等徴収金の収納率の向上を図ります。また、受益者負担の原則に基づき、適正且つ公平な観点での歳入の確保に努めることにより、一層の財政の健全化に取り組めます。 | | | | | | | |
|-----------------------|-----------|--|---|---|--|--|---|---|--|
| | 具体的取り組み事項 | 実施項目 | 達成目標 | 取組状況 | 効果 | 今後の取り組み | 総合評価 | | |
| 26 | オ | 社会情勢に適応した使用料、手数料の見直し検討 | 社会情勢の変化に応じて、使用料、手数料の見直しを検討し、受益者負担の適正化を図る。 | 社会情勢の変化に応じて、使用料、手数料の見直しを検討する。 | ・保育料の高所得者に対する減免率を国基準に近づける方針を固めた(こども課) ・平成26年の消費税改正に伴い、下水道使用料金を改正(区画下水道課) ・平成27年1月1日より黄金森公園陸上競技場の使用料の料金改定(教育総務課) ・法令改正に伴い、幼稚園保育料の見直しを行った(学校教育課) | ・社会情勢の変化や、近隣市町村の現状も勘案しながら使用料、手数料等の見直しを図った結果、適正な受益者負担が図られている。 | ・今後も社会情勢や近隣市町村の状況を調査しながら、適正化を図っていく。 【第四次行政改革大綱】(引継ぎ) 2-(3)-⑤社会情勢に適応した使用料、手数料の見直し検討 | ① | 社会情勢の変化に応じた使用料、手数料の見直しを各課において検討し一部事業については改定を行なっている。受益者負担適正化の検討は、継続的に実施している。 |
| 27 | カ | 公営企業の健全経営の推進 | 下水道及び農業集落排水の接続率の向上に取り組むことで、公営企業の健全な経営を図る。 | 総合計画に掲げた接続率目標値を達成できるよう取り組むことで、健全経営を図る。 | ・平成28年度に公営企業会計移行支援業務を委託し、平成32年度まで移行に向けて取組中。下水道接続を増やすための補助事業を導入した。(区画下水道課) | ・平成32年度まで公営企業会計移行に向け、条例整備をはじめ会計職員の配置などの検討が必要。(区画下水道課) | ・接続件数を増加させ、接続率目標値を達成できるよう取り組みを強化する。(区画下水道課) 【第四次行政改革大綱】個別計画で引き続き推進していくため、行政改革大綱による引継ぎはなし。 | ② | 下水道接続を増やすための取り組みを担当課で実施し、効果を上げているが、達成目標である接続率を達成することができていない。 |
| 28 | キ | 公有財産台帳の整備と公有財産の適正管理・運用 | 適正な運用を図るため、公有財産台帳の再整備を行う。 | 利用計画のない財産については有利な条件で、売却・貸付を行うことで収入の確保を図る。 | ・土地、建物の貸付を実施。売却に関しては主に里道の売り払いを実施 ・普通財産売払い事務要綱を制定した。(総務課) | ・平成28年度において普通財産を入札により売買契約を締結したが、売買代金納入に至らず契約解除となった事例がある。 ・土地、建物の売却や貸付を実施し、歳入の確保に繋がった。 | ・未利用地や用途廃止した法定外公共物の積極的な売却処分を進めるとともに、未活用の普通財産及び行政財産の貸し付け等を行い歳入確保に努める。 【第四次行政改革大綱】(引継ぎ) 2-(3)-⑥公有財産の有効活用 | ① | 里道の売り払いや、土地・建物の貸付等を行い収入の確保に務めている。また、事務手続きの効率化のために要綱を制定するなど改善を行っている。財産の売却について引き続き調整を行う事例がある。 |
| 29 | ク | 財政状況の公表 | A | 町の予算書・決算書は法令に沿って作成しており、町民にわかりやすい財政状況に関する資料を公表することで透明性を図る。 | 町民の理解と協力を得た財政運営に努める。 | ・平成17年度より、わかりやすい予算説明書「ハイさいよーさん」を継続して発行。町ホームページでも公開している。決算資料である「主要施策の成果に関する報告書」も写真や図面を添付し、わかりやすい様式にしている。(企画財政課) | ・「ハイさいよーさん」の発行により、町民がわかりやすい予算資料の提供が出来る。 | ① | 毎年度町の予算や事業の内容・成果を分かりやすく説明した「ハイさいよーさん」主要施策の成果に関する報告書を作成しホームページに公開する等積極的に情報提供をおこなっている。 |
| | | | B | 今後の財政状況を住民に知らせるため、実施計画に基づく中期財政計画を作成し住民に公表する。 | 実施計画に合わせて、毎年度財政計画を更新し、ホームページ等で公表する。 | ・実施計画において、3年間における活動内容や、事業費を示した計画を策定し、ホームページで公開を行っている。平成30年度～平成34年度までの中期財政計画を策定し、ホームページにて公開している。(企画財政課) | ・実施計画の公開によって、町民へ現在の財政状況や実施事業の周知ができています。 | ① | 実施計画に基づく事業計画をホームページで公開できている。また、平成30年度～平成34年度までの中期財政計画を策定し、ホームページにて公開している。 |
| ② 効率的な公的施設の運営 | | 公的施設については、その必要性と維持管理などを十分検証し、既存施設の延命化を図ります。また、公の施設については、現在直営で管理しているものも含め、管理のあり方について検証し、より良い町民サービスを経済的で効果的に提供する手法を積極的に導入します。 | | | | | | | |
| | 具体的取り組み事項 | 実施項目 | 達成目標 | 取組状況 | 効果 | 今後の取り組み | 総合評価 | | |
| 30 | ア | 各施設の延命化を図る施策の検討 | 年次の計画による施設の延命化を図る施策を検討し、効率的・効果的な施設の管理運営を図る。 | 施設所管部署においては、年次計画を立て維持修繕を図ることで、施設の延命化を図る。 | ・建物保守管理者が庁舎点検を行う中で、修繕が必要な箇所を教えもらい、それを基に優先順位を付け、当該年度で必要な順に修繕を実施(総務課) ・H27年度に固定資産台帳を整備し、H28年度は各課ヒアリングをとおり台帳の更新作業を実施。公共施設等総合管理計画を策定(企画財政課) ・効率的・効果的な施設の管理運営実施(各施設担当課) | ・主管部署において、施設の定期点検を実施し、修繕等が必要な箇所を早期発見に努め、施設の維持管理を行うことが出来ている。 ・公共施設総合管理計画が策定されたことで、長期的な視点から計画的、効率的に公共施設等の整備や維持管理、長寿命化、統廃合等を進める。 | ・公共施設等総合管理計画に基づいて、長期的な視点から計画的、効率的に公共施設等の整備や維持管理、長寿命化、統廃合等を進める。 【第四次行政改革大綱】個別計画で引き続き推進していくため、行政改革大綱による引継ぎはなし。 | ① | 施設所管部署においては、定期点検を実施し修繕等必要な箇所の早期発見に努め施設の維持管理を行うことができています。さらに、平成28年度に公共施設総合管理計画が策定されたことで、長期的な視点から計画的、効率的に公共施設等の整備や維持管理、長寿命化、統廃合等を進めることが期待できる。各施設の延命化に向けた継続的な調査・検討の必要がある。 |
| 31 | イ | 各施設の維持管理の徹底 | 職員自ら清掃、台風対策など維持管理を徹底し、更に利用者には施設を丁寧に使用するよう啓発活動を実施することで施設の維持管理の徹底を図る。 | 清潔で安全な施設を維持することで、利便性を高め、町民に喜ばれる施設運営を目指す。 | ・職員自ら清掃、台風対策など維持管理を徹底し、更に利用者には施設を丁寧に使用するよう啓発活動を実施することで施設の維持管理の徹底を図っている。(全課) | ・各公共施設において、清潔で安全な維持管理を行い、また町民に対しても施設利用について啓発を行うことで、気持ちよく利用出来る施設の維持に繋がっている。 | ・公共施設等総合管理計画に基づいて、長期的な視点から計画的、効率的に公共施設等の整備や維持管理、長寿命化、統廃合等を進める。 【第四次行政改革大綱】個別計画で引き続き推進していくため、行政改革大綱による引継ぎはなし。 | ① | 職員自ら清掃、台風対策など維持管理を徹底し、更に利用者には施設を丁寧に使用するよう啓発活動を実施することで施設の維持管理の徹底を図ることができている。 |